

# 第 19 派遣、応援に関する資料

## 資料 19-1 秋田県緊急消防援助隊受援計画

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 この計画は、緊急消防援助隊運用要綱(平成 16 年 3 月 26 日付け消防震第 19 号。以下「運用要綱」という。)第 25 条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 代表消防機関は、秋田市消防本部とする。

2 代表消防機関代行は、次のとおりとする。

適用順序	消防機関名
1	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部
2	能代山本広域市町村圏組合消防本部

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第 1 のとおりとする。

### 第 2 章 応援要請

(応援要請の手続き)

第 3 緊急消防援助隊の応援要請は、別紙第 1 のとおり行うものとする。

2 被災地の市町村長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町村を管轄する消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、秋田県知事(以下「知事」という。)に対して運用要綱別記様式 1-2 により応援要請を行うものとする。なお、知事と連絡が取ることができない場合は、消防庁長官(以下「長官」という。)に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

3 知事は、被災地の市町村長から応援要請を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式 1-1 により応援要請を行うものとする。

4 知事は、被災地の市町村長から応援要請がない場合であっても、代表消防機関(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行)と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式 1-1 により応援要請を行うものとする。

5 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長)及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

(緊急消防援助隊の応援決定通知)

第4 知事は、長官から運用要綱別記様式2-3により応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長)及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

(被害情報等の報告)

第5 被災地の市町村長は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- (3) 緊急消防援助隊の任務
- (4) その他必要な事項

2 知事は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、速やかにその旨を長官に対して報告するものとする。

(連絡体制)

第6 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援要請時の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時には県内共通波、地域衛星ネットワーク等を活用するものとする。

### 第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)を設置するものとする。なお、被災地が一つの場合であっても知事が必要と認める場合は、調整本部を設置するものとする。

2 調整本部は、県庁第2庁舎4階 災害対策本部室に設置するものとする。ただし、必要に応じて被災地において連絡調整に適する場所に設置することができるものとする。

3 調整本部の本部長(以下「調整本部長」という。)は、知事(又はその委任を受けた者)をもって充てるものとする。

4 調整本部の副本部長は、秋田県総務部総合防災課長及び秋田県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 秋田県総務部総合防災課の職員
- (2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員

(4) 消防防災航空隊の職員

- 6 調整本部は、「秋田県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員等について長官に対し、連絡するものとする。
- 8 調整本部は、消防庁、秋田県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）と連携し、次に掲げる事務を行うものとする。
  - (1) 現地消防本部の活動、県内の消防相互応援部隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
  - (2) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
  - (3) 各種情報の集約及び整理に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察等の関係機関との連絡調整に関すること。
  - (5) その他必要な事項に関すること。
- 9 県は、代表消防機関と協力し、調整本部の設置に必要な資機材等を整備するものとする。
- 10 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。
- 11 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者の会議への出席の必要を認めその要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部長は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

(現地消防本部の対応)

- 第8 現地消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 2 現地消防本部の消防長は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

#### 第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

- 第9 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、秋田県内で活動する指揮支援部隊を統括し、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県隊の活動を指揮するものとする。
- 4 緊急消防援助隊の連絡体制は、運用要綱別記様式5を活用し体制整備を図る。

(通信運用体制)

- 第10 秋田県内の無線通信運用体制は、別表第3のとおりとする。
- 2 各消防本部の使用無線周波数は、別表第4のとおりとする。

## 第5章 消防応援活動の調整等

### (迅速出動時の部隊の受入れ)

- 第11 秋田県は、迅速出動要綱に規定する災害が発生した場合は早期に調整本部を設置するとともに、被害情報等の収集を行うものとする。
- 2 指揮者は、迅速出動が適応になった場合は早期に被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、調整本部に対して報告するとともに、緊急消防援助隊の受入れ体制を整えるものとする。
- 3 調整本部は、早期に秋田県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

### (進出拠点)

- 第12 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び現地消防本部と協議するものとする。なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。
- (1) 陸上部隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。
- (2) 航空部隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第6のとおりとする。
- 2 調整本部は、決定した進出拠点について進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- 4 連絡員等は、到着した応援都道府県隊名及び部隊規模について確認し、調整本部に対して報告するとともに、応援都道府県隊長に対して応援先市町村、任務等の情報提供を行うものとする。

### (任務付与)

- 第13 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県隊長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。
- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 使用無線系統
- (5) 地水利状況
- (6) その他必要な事項

### (資機材の貸出し)

- 第14 指揮者は、応援都道府県隊長に対して無線機、スピンドルドライバー、消火栓鍵及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
- 2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第7のとおりとする。

### (ヘリコプター離着陸場所)

- 第15 ヘリコプター離着陸場所は、別表第8のとおりとする。

(ドクターヘリランデブーポイント)

第16 ドクターヘリランデブーポイントは、別表第9のとおりとする

(宿営場所)

第17 調整本部は、現地消防本部と協議して別表第10のうちから宿営場所を決定し、消防庁に対して報告するものとする。

2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。

(燃料補給場所)

第18 陸上部隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。

(燃料調達要請)

第19 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における石油類燃料の供給に関する協定に基づき要請するものとする。

(重機派遣要請)

第20 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定に基づき要請するものとする。

(物資等調達要請)

第21 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、関係団体に要請するものとする。

(部隊移動)

第22 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第3のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第23 知事は、長官から運用要綱別記様式4-1により意見を求められた場合は、指揮者に対して意見を求めるものとする。

2 指揮者は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して運用要綱別記様式4-2により回答するものとする。

3 知事は、指揮者の意見を付して、長官に対して運用要綱別記様式4-3により回答するものとする。

4 知事は、長官から運用要綱別記様式4-6により連絡を受けた場合は、指揮者に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第24 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、指揮者の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援部隊長及び指揮支援本部長を経由して都道府県隊長に対し、運用要綱別記様式4-7により指示を行うものとする。
- 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して運用要綱別記様式4-8により通知するものとする。
- 5 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第25 調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して部隊規模、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の処置を要求するものとする。

(活動報告)

第26 指揮支援本部は、都道府県隊長から運用要綱別記様式6-2により活動日報の報告を受けた場合は、各都道府県隊長の報告を取りまとめ、調整本部に報告するものとする。

- 2 調整本部は、各指揮支援本部からの報告を取りまとめ、消防庁へ報告するものとする。

## 第6章 活動終了

(活動終了)

第27 指揮者は、被害状況等を考慮して緊急消防援助隊の活動が必要ないと判断した場合は、調整本部及び指揮支援本部と協議し、指揮支援本部長及び都道府県隊長に対して緊急消防援助隊の引揚げを指示するものとする。

- 2 調整本部長は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

## 第7章 その他

(情報提供)

第28 調整本部、指揮支援本部及び現地消防本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

(地理情報)

第29 県及び各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所

- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

(災害時の体制整備)

第30 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(受援計画の策定)

第31 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を作成するよう努めるものとする。

2 各消防本部の消防長は、当該計画を作成した場合は、知事に対して報告するものとする。

附 則

1 この計画は、平成25年12月24日から施行する。

2 秋田県緊急消防援助隊受援計画（平成19年3月31日制定）は廃止する。

資料 19-2 災害による応援職員派遣要請に関する様式

様式 号

第 号  
年 月 日

様

秋 田 市 長

災害による応援職員派遣要請について

災害による応援復旧等のため職員を次により応援派遣下さるようお願いいたします。

記

- (1) 災害の状況
- (2) 派遣を必要とする理由
- (3) 職員の職種別人員数
- (4) 派遣を必要とする期間
- (5) 活動内容
- (6) 集結場所
- (7) 担当責任者
- (8) その他

## 資料 19-3 職員派遣要請手続き等（職員の派遣要請事項）

### 1 派遣の要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

市長は、その権限に属する事務の管理および執行のため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長および知事に対し、当該市町村および県の職員の派遣を求めることができる。

### 2 派遣要請手続

派遣要請は文書をもって行う。

### 3 派遣要請の内容

- (1) 派遣要請の理由
- (2) 派遣要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする時間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

### 4 身分取扱い等

- (1) 派遣先に分属され、派遣先の身分と併任される。
- (2) 派遣される職員の分限、懲戒処分等は派遣元で行う。
- (3) 給料・諸手当等は派遣元が負担し、派遣先の職務に従事したことに対する対価としての性格の強いものは派遣先で負担する。

資料 19-4 自衛隊の災害派遣要請に関する様式

	文書番号
	年 月 日
秋田県知事 様	
	秋田市長 印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	
このことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、次のとおり依頼します。	
1. 災害の状況および派遣要請の理由	
(1) 災害の種類	
(2) 災害発生時日時	年 月 日 時 分
(3) 災害発生場所	
(4) 派遣要請の事由	
2. 要請の日時	
	年 月 日 時 分
3. 派遣を希望とする期間	
	年 月 日 時 分から、救出活動に必要とする時間
4. 派遣を希望する区域および活動内容	
(1) 派遣希望区域	
(2) 派遣内容	
5. その他参考事項（判明している事項でよい）	
(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況	
(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況	
(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法	
	・連絡責任者 機関名 職・氏名 電話／FAX番号
	・現地対策本部 機関名 職・氏名 電話／FAX番号
(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数（明らかにできる場合に記載）	
(注) 要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。	

資料 19-5 自衛隊の撤収要請に関する様式

文書番号

年 月 日

秋田県知事 様

秋田市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

秋田県秋田市の捜索・救助活動に当たっていた災害派遣部隊は、  
時 分をもって撤収するようお願いします。

年 月 日